

八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：令和6年7月10日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中 19名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 欠	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 欠
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	<p>事務局の松橋から御報告いたします。</p> <p>本日は、赤坂推進委員、岩崎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいたしておりますので、御報告いたします。</p>
松橋事務局長	<p>次に、本日の議案のうち、議案第 27 号、令和 6 年度第 4 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、籠田会長、永田推進委員及び鈴木推進委員が当事者となっている事案がございます。</p> <p>籠田会長におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>永田推進委員及び鈴木推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。</p>
松橋事務局長	<p>それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。</p> <p>唱和は全員御起立の上、松橋 剛志委員の御発声に続いてお願ひいたします。</p>
松橋委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。
会長	それでは、会長、よろしくお願ひいたします。
会長	本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。暑い日が続いているおりますので、皆様、熱中症対策を取りながら、日々の農作業に従事していただければと思います。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議をいただきますようによろしくお願ひいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、7番 馬場 豊 委員、8番 松橋 剛志 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津委員

梅津から報告いたします。去る6月27日、赤坂農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号28番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

3条 28 番

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 5 m、耕作道はありませんが、申請地に隣接する受人の共有の宅地を通じて耕作可能です。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、耕運機 1 台を所有しており、管理機 1 台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家委員

在家から報告いたします。去る 6 月 27 日、赤坂農業委員と市庁本館地下会議室 Bにおいて、番号 29 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 29 番

調査には、受人は本人が、渡人は 2 人の共有ですが、一方は本人が、もう一方は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子夫婦が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、渡人は令和 6 年 6 月に田を労力不足のため贈与しております。通作距離は約 2 km、耕作道はありませんが、隣接する受人の世帯員所有の田を通じて耕作可能です。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 45 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機

上明戸委員

具保有状況は、トラクター、田植機、バインダー、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

3条 30 番

上明戸から報告いたします。去る6月27日、内沢農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号30番から番号32番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに番号30番について説明いたします。調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマトです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約12km、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行について隣地所有者である渡人から承諾書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験はありませんが、知人農家に教わりながら農業を行うとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男3人、女2人です。農機具保有状況は、管理機3台、刈払機1台を所有しております。

続きまして、番号31番について説明いたします。資料の2ページをお開き願います。

3条 31 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、りんごです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和6年3月に畑を新規就農のため取得しております。通作距離は、約30km、

	<p>耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は男1人、女1人で、全て兼業者です。また、その他労働力として従業員20名を従事させることです。農機具保有状況は、トラクター、スピードスプレイヤー、草刈機各1台を所有しております。</p> <p>なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。</p> <p>続きまして、番号32番について説明いたします。</p>
3条32番	<p>調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は耕作の利便を図るためにです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、歩行型同時マルチ、ブロードキャスター各1台を所有しております。</p> <p>調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
在家委員	<p>在家から報告いたします。去る6月27日、赤坂農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号33番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。</p>
3条33番	<p>調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。</p>

態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 2 km、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行について隣地所有者から同意書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 27 号、令和 6 年度第 4 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として私が

当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、馬場会長職務代理者にお願いし、私は退室したいと存じます。

馬場会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

(会長退出)

会長職務代理者

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 27 号、令和 6 年度第 4 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 5 件、使用貸借 11 件の計 16 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 9 名、貸し手 14 名で、利用権設定面積は、合計 38,824 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、籠田会長が関係する事案を御説明いたします。

資料の 4 ページをお開き願います。

利用集積 12 番

～14 番

番号 12 番から資料 5 ページの番号 14 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として、集積計画一括方式により農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年 5 か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 6 年 7 月 16 日を予定しております。

	以上、説明を終わります。
会長職務代理者	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長職務代理者	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長職務代理者	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 籠田会長の入室をお願いいたします。
	(会長入室)
会長職務代理者	それでは、議事進行を籠田会長にお返しいたします。
会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
風張主査	引き続き、事務局の風張から御説明いたします。 資料の3ページにお戻り願います。
利用集積1番、2番	番号1番と番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年6か月間使用貸借するものでございます。
利用集積3番～5番	番号3番から番号5番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもの

	で、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年6か月間使用貸借するものでございます。
利用集積6番	番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年6か月間使用貸借するものでございます。 次ページをお開き願います。
	番号7番から資料5ページの番号16番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積7番	番号7番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、2年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。
利用集積8番	番号8番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。
利用集積9番、10番	番号9番と番号10番、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号9番は4年11か月間使用貸借、番号10番は4年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。
利用集積11番	番号11番、利用権の種類及び内容は、ピーマンを作付けするために、4年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。 次ページをお開き願います。
利用集積15番 、16番	番号15番と番号16番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、5年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,500円でございます。 公告年月日は、令和6年7月16日を予定しております。 以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第28号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

内沢委員

内沢から報告します。去る6月27日、赤坂委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号8番と番号9番までを調査してまいりました。資料の7ページをお開き願います。いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号8番と番号9番の2案件ですが、譲受人及び転用目的が同一で、一体利用するものですので、一括して報告します。

5条8番、9番

調査には、いずれも代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。転用目的は、鶏舎建築です。実施計画は、令和6年9月1日から令和8年3月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域内ですが農業用施設用地に用途変更済み、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置と

して、申請地の北側を盛土及び切土し、隣接地との境界にはフェンスを設置します。汚水及び排水は、浄化槽で浄化後、既存水路に排水します。雨水は、浸透樹で集水後、同じく既存水路に排水します。通路とする部分は、アスファルト舗装します、立地条件は、八戸市南郷事務所から南西側約 4.9 km に位置し、畠、山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、農用地利用計画に指定された用途に利用するためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。なお、転用面積が 3,000 m² を超える農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

赤坂（英）委員

赤坂から報告します。去る 6 月 27 日、内沢委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 10 番から番号 15 番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、譲受人及び譲渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、番号 10 番について報告します。

5 条 10 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、渡人が宗教法人の総代です。態様別は、寄附です。転用目的は、墓地設置です。実施計画は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが事前相談済み、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を盛土及び切土し、法面となる部分は張芝します。申請地周囲にフェンス及び側溝を設置し、全体的にアスファルト舗装します。立地条件は、八戸市立明治小学校から南側約 500m に位置し、畠、墓地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、集落接続は不許可の例外に該当するためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっておりま

5条 11 番～15 番

す。

続きまして、番号 11 番から番号 15 番について報告します。資料の 8 ページをお開き願います。番号 11 番から番号 15 番の 5 案件ですが、賃借人及び転用目的が同一で、一体利用するものですので、一括して報告します。調査には、いずれも両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも 17 か月間の賃貸借です。転用目的は、作業ヤードです。実施計画は、令和 6 年 7 月 17 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 17 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を鉄板敷きます。立地条件は、八戸市立轟木小学校から北西側約 1.4 km に位置し、田、畠、宅地、原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用、一時転用は不許可の例外に該当するためです。権利調整措置は地役権が設定されていますが問題がない旨、賃借人に確認しております。年金については、番号 14 番の賃貸人が経営移譲年金の受給をしておりますが、停止除外要件に該当する旨確認しておりますので、問題ありません。その他、税猶予等は、全てなしとなっております。いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第30号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等82番～102番

今回の届出は、資料11ページの番号82番から資料18ページの番号102番までの計21件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

次に、日程第6、報告第31号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、

	事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の6月分でございます。資料の19ページを御覧願います。申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条撤回3番	番号3番、転用目的は住宅1棟建築で、令和6年6月14日付けで受理通知書を交付しておりますが、撤回理由は、譲受人の変更のためです。申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第7 会長	次に、日程第7、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の6月分でございます。資料の21ページを御覧願います。譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条50番	番号50番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条51番	番号51番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条52番	番号52番、転用目的は薬局1棟建築でございます。

	次ページをお開き願います。
5条 53～55 番	番号 53 番、番号 54 番、番号 55 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 56～58 番	番号 56 番、番号 57 番、番号 58 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 59 番	番号 59 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第8	次に、日程第8、報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主査	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の6月分でございます。資料の25ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18条 27 番	番号27番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18条 28 番～30 番	番号28番から資料26ページの番号30番までは、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18条 31 番～34 番	番号31番から資料27ページの番号34番までは、農地中間管理事業に係る賃

貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和6年7月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時15分)